

# 公営住宅の単身入居者死亡 に係る住宅返還に関する要望

平成28年6月

大阪府・和歌山県

公営住宅の単身入居者が死亡した場合、残された家財等は、民法第896条及び第898条の規定により、相続財産として相続人の共有に属することから、その処分には全ての相続人の同意が必要となる。そのため、公営住宅の事業主体においては、単身入居者が死亡した後、当該入居者の相続人の探索及び確定を行った上で、当該相続人に対して、家財等の撤去を求めているが、これに多くの時間を要しているのが実態である。

一方で、公営住宅は、公営住宅法第一条に規定するとおり「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸」することを目的とするもので、極めて高い公益性を有しているところ、上述の現状においては、速やかに住宅の返還を実現し、新たな入居者に供給するという公益を著しく阻害しているため、これを是正する方策を講じるべきである。

そこで、公営住宅の単身入居者が死亡した後、住宅内に家財等が残置され、住宅の返還が行われない場合、相続人に対し相当期間内に残置されている家財等の撤去等を行うべき旨の公告を行い、当該期限までに撤去等が行われないとき

は、事業主体が家財等を移動し、期限を定めて  
保管したのち処分できる規定を整備することを  
要望する。

平成28年6月

国土交通大臣 石井啓一様

大阪府知事  
松井一郎

和歌山県知事  
仁坂吉伸